

令和 8 年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学相談実施要項

1 募集人員

募集人員は、令和 7 年 8 月 29 日（金）までに決定し、別途通知する。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)の条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当する者でなければならない。ただし、(2)に該当しない者であっても、(4)の協議をもって出願を認める場合がある。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日現在で満 3 歳以上の者
- (2) 保護者とともに県内に居住している者
- (3) 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する者（下欄を参照すること）

【県立特別支援学校埴保己一学園】

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

【県立特別支援学校大宮ろう学園及び県立特別支援学校坂戸ろう学園】

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

- (4) 県外に居住し県立特別支援学校の入学を希望する者は、出願前に志願先の県立特別支援学校長（以下「校長」という。）と相談する。校長は、速やかに県教育委員会と協議を行う。

3 通学区域

通学区域は、埼玉県就学事務手続実施要項(令和 7 年 9 月 1 日版)に示すものとする。

4 出願

(1) 事前相談

入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。

(2) 出願手続

ア 出願書類

(ア) 各校共通

- ・入学願書（様式－幼 1）
- ・令和 8 年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学志願者調査書（以下「入学志願者調査書」という。）（様式－幼 2）
- ・相談票（様式－幼 3）

以上の様式の請求方法は志願先学校の募集案内で確認すること。

(イ) ろう学園

- ・最新のオーディオグラム

イ 入学相談手数料

無料とする。

ウ 出願書類の提出方法

保護者は、出願書類に必要事項を記入の上、持参により志願先校長に提出する。

エ 出願書類の提出期間

令和8年2月2日（月）及び2月3日（火）

受付時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

※保護者が、急病その他やむを得ない事情で期間中に書類の提出ができない場合は志願先県立特別支援学校に連絡し、対応を相談する。

(3) 交付された相談票の受取

書類提出時に、志願先学校から必要事項を追記した相談票を受け取る。

5 入学相談

(1) 入学相談日及び相談場所

ア 入学相談日

令和8年2月10日（火）

イ 相談場所 出願した各県立特別支援学校

(2) 入学相談実施上の留意点

校長は、入学相談を適切に行うため入学相談委員会を設置するなど相談内容や方法を十分検討し入学相談を実施する。なお、実施に当たっては、福祉機関や医療機関などの専門機関と連携・協力し実施する。

6 入学許可候補者の発表

日時	令和8年2月16日（月）
場所及び方法	出願した各県立特別支援学校において相談番号を掲示ならびに各学校ホームページに掲載
備考	・志願先校長は、相談結果通知書（様式－幼4）を保護者に交付する。 ・必要書類の受け取り、入学手続きについては志願先学校の募集案内で確認すること。

7 その他

- (1) 入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学相談日に相談できない場合は、その事由を証明する書類を当日までに志願先校長に提出する。（様式自由）
- (2) 各県立特別支援学校の入学志願者及び入学許可候補者の人数によっては、募集人員の範囲内で、それぞれ補充することができる。
- (3) 入学志願者及び入学許可候補者が募集人員を上回る場合、校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (4) 出願期間又は入学相談日を過ぎて志願しようとする者は、志願先校長と相談する。校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (5) ここに定めるもののほか、入学相談等に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、県教育委員会と協議を行う。